

令和5年度2月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和6年2月9日（金）

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場本庁舎 3階大会議室

出席者 農業委員 7名、最適化推進委員 12名

事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和5年度第12回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 亀山委員・2番 中曾委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第21号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第21号の1番～5番朗読 これは右側の備考欄にありますが、新たな担い手に貸し付けるということです。
加川議長	皆様の方から報告第21号1番～5番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第21号1番～5番報告させていただきます。
	【報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について】
加川議長	報告第22号について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第22号の1番、朗読
加川議長	皆様の方から報告第22号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	その他に皆様の方から報告第22号1番について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	他にないようですので、報告第22号1番、報告させていただきます。
	【報告第23号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
加川議長	報告第23号1番～3番について、事務局より報告をお願いします。
事務局長	報告第23号の1番朗読、2番は、先の案件と同様で、今度は施工業者の方が借りるという内容ですので、説明は以上です。 続いて報告第23号の3番朗読
加川議長	報告第23号1～3番につきまして、皆様方の方から何かご質問等ありますか。
畑委員	畑池の2番の工事期間についてですが、令和6年5月31日となっておりますが、これよろしいですか。最初の1番が令和10年で、次の2番が令和6年となっておりますが、これでいいのですか。
事務局	これで届けが出てきています。業者さんが借りられる場所は令和6年5月31日までで返されて、あとは県が借りられる方で引き続き工事をされるという内容となっております。
畑委員	これで間違いなければよいです。資材置き場とかいろいろなことで、約5ヶ月借りられ

	るわけですね。
事務局	業者さんとしては、追加でもう少し余分に借りられるということです。
畑委員	はい、わかりました。
加川議長	その他に皆様方から何かご質問等ありますか。
加川議長	他にないようですので、報告第23号1番～3番、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
事務局長	議案第58号1番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして、立証者の長谷川委員、説明をよろしくお願ひいたします。
長谷川委員	雪のため写真で確認しましたが、特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	最適化推進委員さんから補足説明等ないようですので、議案第58号1番の案件につきまして、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第58号の1番につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第58号の1番は承認されました。
加川議長	議案第59号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第59号 農用地利用集積計画の件、朗読。 今回、亀山委員と内藤委員に関する案件がありますので、こちらを先に審議したいと思います。 議案第59号-1 亀山委員の農用地利用集積計画に関する案件朗読 議案第59号-2 内藤委員の農用地利用集積計画に関する案件朗読 議案第59号-3 その他の者による農用地利用集積計画に関する案件朗読
加川議長	議案第59号-1の亀山委員さんの案件、台帳の8番につきまして、皆様何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	皆様方からの質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
加川議長	賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第59号-1番は承認されました。
加川議長	議案第59号-2の内藤委員さんの案件、台帳の11番～13番につきまして、皆様何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	皆様方からの質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
加川議長	賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第59号-2番は承認されました。

加川議長	続きまして、上記以外の案件、議案第59号-3番の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第59号-3番は承認されました。
加川議長	議案第60号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第60号 農用地利用集積等促進計画（案）の件、朗読。 議案第60号は、中間管理機構の事業です。 今回9～21件目が加川議長に関する案件ですので、議長を内藤職務代理に交代していただき、先に審議したいと思います。 続いて本日欠席の野坂委員に関する案件がありますので、次にこちらを審議したいと思います。 議案第60号-1 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用集積計画に関する案件朗読 議案第60号-2 野坂委員の農用地利用集積計画に関する案件朗読 議案第60号-3 その他の者による農用地利用集積計画に関する案件朗読
内藤職務代理	議長を交代します。 議案第60号-1番の台帳番号9～21番、農事組合法人伯耆の郷の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
内藤職務代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
内藤職務代理	全員賛成、議案第60号-1番は承認されました。
内藤職務代理	議長を交代します。
加川議長	続きまして、議案第60号-2の野坂委員さんの案件、台帳の32番～33番につきまして、皆様何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	続きまして、議案第60号-2の野坂委員さんの案件、台帳の32番～33番につきまして、皆様何かご意見、ご質問等ありますか。
加川議長	皆様方からの質問がなければ採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第60号-2番は承認されました。
加川議長	続きまして、上記以外の案件、議案第60号-3番の案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。 賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第60号-3番は承認されました。
事務局長	議案第60号 農用地利用集積等促進計画（案）の件の22ページ目、新規就農者のAさんについての説明 この方は和牛経営をされているBさんの娘さんと結婚されて息子さんになられた方です。和牛経営を始めるということで、土地の借受けを今回提出されました。しかしなが

	<p>ら、牛舎を新しく建てて経営を始めるという計画でしたが、部材等いろいろな物の価格が高騰していて、今新しく建築するのは難しいのではないかという話に今なっています。</p> <p>Aさんが牛舎を建てて、営農を始められるのであれば、このままになりますが、そうでなかった場合には、取り下げになる可能性がありますので、ご報告させていただきます。</p>
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	<p>皆様のお手元に『令和5年度農業委員活動状況の年間集計表』を配布していますが、こちらをご覧ください。</p> <p>12月までの集計になりますが、新しい委員さんは任期が7月の途中からですので、8月からを基本としています。前から継続の委員さんは、昨年の4月からを基本とします。月平均7回以上ということをお願いしていますが、月平均7回以上出されている方のほうが少ない状況です。意識を変えていただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、来月の定例会の後に、最長で1時間程度の研修を計画しています。</p> <p>令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されるということになります。</p> <p>農業委員の立場からして、農地の所有者が亡くなられた際に、相続人の方の相続登記について、義務化されたということで放置できないうえに、相談に乗ってあげられる場合もあるかもしれませんので、その辺りの知識を皆さんに学んでいただきたいと思えます。</p> <p>法務局から講師の方を呼んでいます。来月3月11日月曜日の農業委員会定例会の後に行ないたいと思えます。</p> <p>参加の方をお願いいたします。内容につきましては、法制度の関係です。私の方からは説明は以上です。</p>
中曾委員	<p>この相続の関係は法律で決められているのですか。</p> <p>必ずしなければならないということですか。</p>
事務局長	<p>今現在は、任意です。</p> <p>ただ、現在は任意なので、相続登記をされていないケースがあります。伯耆町から県外に転出された方が売買をしようとした際に、所有者の方が相続人がわからないため、困られているということがあったりします。</p> <p>そういうことがあるため、相続登記をしておかないと将来非常に困ることになると思えます。</p>
中曾委員	罰金などはあるのですか。
事務局長	いきなり罰金ということは、ないとは思いますが。
事務局	以前に亡くなられた方の相続登記については3年以内、令和6年4月1日以降の場合は新たに亡くなられてからの相続の場合は、亡くなられてから3年以内に相続登記をしないとけません。
事務局長	<p>今日も相続された方の案件が出ていましたが、出てくる案件は非常に少ないです。</p> <p>認識があまりないということです。住民課へ相続登記情報は出てきますが、産業課や農業委員会は農地についての関係で、いろいろな事業に不具合が出てきますので、きちん</p>

	と相続登記をしていただくよう、農業委員の皆様には意識を持っておいていただくように、ということでの研修会です。
加川議長	次回の定例会は、令和6年3月11日月曜日、午前9時30分から農村環境改善センター2階の多目的ホールで行ないたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局長	以上をもちまして、第12回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時05分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 亀山 英登

2番 中曾 和好

